

1. 事業目的

国、東京都、大田区、川崎市等で構成する「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」では、我が国の国際競争力の強化に向けて、国家戦略特別区域の目標を達成するプロジェクトの一環として、羽田空港周辺地域及び京浜臨海部の連携を強化し、成長戦略拠点の形成を図るため、必要な都市・交通インフラ整備等に取り組むこととしています。

このため、東京都、川崎市及び国土交通省航空局が事業の施行者となり、「羽田空港跡地地区と川崎市殿町地区を結ぶ2020（平成32）年を目指した成長戦略拠点の形成を支えるインフラ」として、都市計画道路環状第8号線と都市計画道路国道409号線を結び、多摩川を橋りょうで渡河する連絡道路を整備するものです。



2. 取組経緯

平成26年9月 「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」が発足

平成27年5月 第2回「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」にて、下記の事項を合意・確認
 ・羽田空港周辺・京浜臨海部の連携強化（目指す姿）について
 ・羽田空港周辺・京浜臨海部の連携強化の取組について

平成28年3月 東京都、川崎市、国土交通省航空局の間で、連絡道路の整備における役割分担を明確にした基本協定を締結

平成28年4月 第3回「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」にて、下記の事項を確認・合意

◇連絡道路について

- ・連絡道路となる橋梁について、架橋位置の計画条件及び施工条件を踏まえ、自然環境、景観などにも配慮し、構造形式の最有力案を選定したところである。今後は、2020年を目指した成長戦略拠点の形成を支えるインフラとしての事業の実現に向け、環境への影響に配慮しつつ2016年度内の都市計画の決定に向けた手続きを進めるなど、引き続き必要な取組を推進する。
- ・取組に当たっては、東京都、川崎市及び国土交通省航空局が協力し進めるとともに、神奈川県は、連絡道路の意義を踏まえ、既存の政令市への枠組みを超えた支援をすることとし、その内容については川崎市と調整を進める。

都市計画の手続き

- 平成28年5月 川崎市素案説明会
- 7月 川崎市公聴会
- 7月～9月 法定縦覧
- 11月15日 都市計画審議会
(東京都17日)
- 12月 5日 都市計画変更の告示
(東京都5日)

自主的環境影響評価の手続き

- 平成28年6月 準備書説明会(2日間)
- 5月～7月 準備書縦覧
- 9月～10月 見解書縦覧
- 10月 3日 第1回環境影響評価審議会
- 11月 7日 第2回環境影響評価審議会
- 14日 審査書の公告

3. 報告事項

(1) 事業費

整備(工事費・用地補償費・設計調査費)に要する費用は、概ね300億円

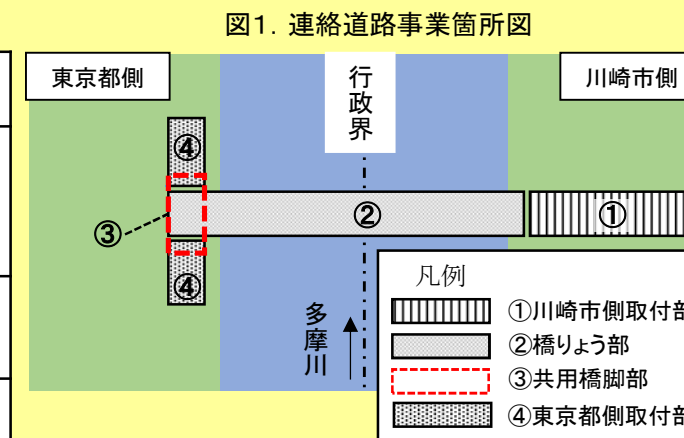
- 【内訳】 ①川崎市側取付部 = 約40億円
 ②橋りょう部+③共用橋脚部 = 約260億円

(2) 事業期間

平成29年度から平成32年度

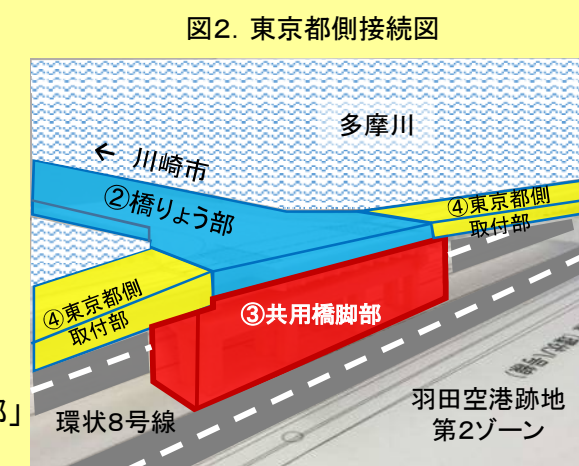
(3) 役割分担等

事業箇所	事業の施行者	施工費用負担	施工者
① 川崎市側取付部	川崎市	川崎市	川崎市
② 橋りょう部	川崎市 東京都	川崎市:東京都 (1/2 : 1/2)	
③ 共用橋脚部	国交省 川崎市 東京都	国交省:川崎市:東京都	協議中
④ 東京都側取付部	国交省	国交省	国交省



(4) 施行協定

事業箇所	協定の締結者	協定額
② 橋りょう部	川崎市 東京都	約260億円
③ 共用橋脚部	国交省 川崎市 東京都	



(5) 工事の入札公告

○工事の範囲は、「①川崎市側取付部」と「②橋りょう部」

○工事期間は、平成29年度から平成32年度（4年間）

○入札・契約方式

- ・設計段階から、施工者が有する新技術新工法等の活用や施工の準備が進められることにより、工期短縮が図られるため、設計・施工一括発注方式（総合評価一般競争入札）による発注

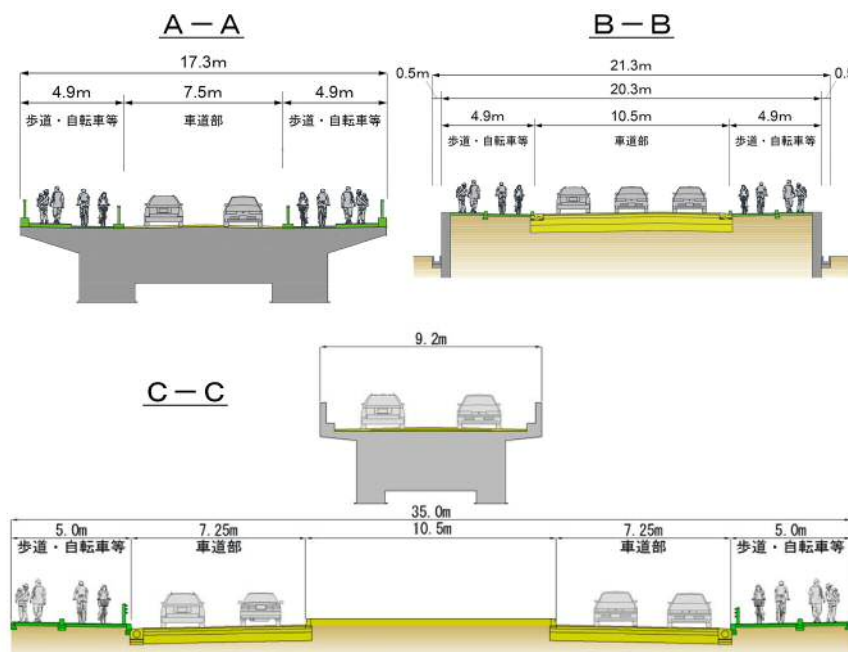
(6) 神奈川県からの支援

- ・神奈川県は、連絡道路の意義を踏まえ、既存の政令市への枠組みを超えた支援をする

(7) 今後のスケジュール(予定)

- 平成28年12月 都市計画変更の告示(5日)
 施行協定の締結(②橋りょう部)
- 平成29年 1月 事業認可の取得(川崎市・東京都)
 工事の入札公告
- 4月 仮契約
- 7月 工事本契約
 工事着手

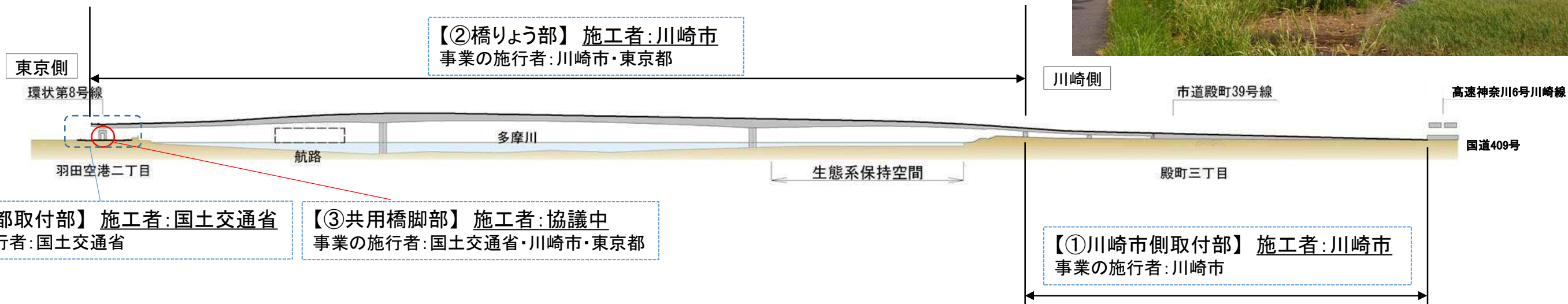
横断図



平面図



縦断図



【橋りょう構造の特徴】

- ①橋脚の位置は、多摩川河口部の干潟やヨシ群落が分布し、「多摩川水系河川整備計画」に位置づけられている「生態系保持空間※」を改変しない位置としました。
- ②河川内の橋脚の基数は、多摩川河口部の自然環境に配慮し、可能な限り少なくした2基としました。
- ③多摩川河口部の干潟を利用する鳥類の飛翔への影響を極力低減するため、ケーブルなどの路面上の構造突出物のない橋りょう形式としました。

※生態系保持空間

「多摩川水系河川整備計画」において学術的に価値づけられた広域的にみて貴重な生態系を保持する空間

